

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十八号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例

例

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成十五年広島県条例第四十五号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。
（広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部改正）
- 2 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。
第二条の表の第三十三号の二を次のように改める。

三十三の二 削除